

第1章 大臣官房

第1節 国会関係

1 平成21年中の国会状況

平成21年中には次の3国会が開催された。

国会回次	招集日	閉会日	会期
第171回通常会	21. 1. 5	21.7.21	198日間
第172回特別会	21. 9.16	21.9.19	4日間
第173回特別会	21.10.26	21.12.4	40日間

2 第171回国会（通常会）の総括

(1) 会期

第171回国会は異例の1月5日に招集され、同日開会式が行われた。

会期は当初6月3日(水)までの150日間とされたが、6月2日(火)に7月28日(火)まで55日間延長され、7月21日(火)、衆議院が解散された。会期は198日間であった。

(2) 平成20年度第2次補正予算審議

ア 補正予算審議

1月5日(月)の(衆)(参)本会議では、議席の指定、特委の設置等院の構成が行われるとともに、同日提出された平成20年度第2次補正予算案(総額4.8兆円)に係る中川財務大臣の財政演説が行われた。

農水省関係では、水田フル活用推進交付金、「農」の雇用事業、事故米穀問題対応など総額1,463億円が盛り込まれた。

6日(火)に(衆)本会議で財政演説に対する質疑、7日(水)に(参)本会議で財政演説に対する質疑、(衆)予算委で提案理由説明、8日(木)、9日(金)に(衆)予算委で基本的質疑、13日(火)に締め括り質疑行われ、同日、可決された。第2次補正予算案及び関連法案については、同日、(衆)本会議において野党退席の下、可決し、参議院に送付された。

参議院に送られた第2次補正予算案は、1月26日(月)に締め括り質疑が行われ、第2次補正予算案

は修正可決した。同日、(参)本会議において、第2次補正予算案のうち一般会計・特別会計については修正可決し衆議院に回付、政府機関会計については否決し衆議院に返付された。

このため、回付案に関する両院協議会が行われたが、成案を得られず衆議院の議決が優先することとなった。また、同日、返付案に関する両院協議会も開催されたが、成案を得られず衆議院の議決が優先することとなり、1月27日(火)、平成20年度第2次補正予算が成立した。

イ 第2次補正予算審議における主な議論

第2次補正予算審議においては、定額給付金、財政再建、景気対策、雇用問題などが議論された。

農水省関係では、「農」の雇用や「緑」の雇用など雇用関係、事故米穀問題、生産調整見直し等について議論が行われた。

ウ 施政方針演説と主な議論

平成20年度第2次補正予算が成立した翌1月28日(水)、(衆)(参)本会議において、麻生内閣総理大臣の施政方針演説、中曽根外務大臣の外交演説、中川財務大臣の財政演説、与謝野国務大臣の経済演説の政府四演説が行われた。

麻生総理の施政方針演説では、世界における「新しい秩序創りへの貢献」と国内での「安心と活力ある社会」を目指すとして、経済対策、国の出先機関の統廃合や国家公務員制度の改革、天下りの根絶などの行政改革、消費者庁設置などの考えを表明した。

農水省関係では、「平成の農地改革」法案を提出し所有から利用へ転換すること、米粉や飼料用米生産を進め「水田フル活用への転換元年」と位置づけることなどが表明された。

政府四演説に対する代表質問は、衆議院で29日(木)、30日(金)の2日間、参議院で30日(金)、2月2日(月)の2日間行われた。

エ 平成21年度総予算審議

平成21年度総予算案(総額88兆5千億円)は、1月19日(月)に提出された。

農水省関係では、水田への米粉・飼料用米作付けの促進や耕作放棄地の再生・利用への支援など

2兆5千億円が盛り込まれた。

衆議院では2月2日(月)に提案理由説明を行い、平成21年度総予算の審議が始まった。

13日(金)には地方公聴会、16日(月)には中央公聴会が開催され、2月27日(金)に締め括り質疑が行われ、可決した(野)は出席の上反対)。同日(衆)本会議で平成21年度総予算案及び関連法案が可決し、参議院に送付された。

参議院では、20年度補正予算関連法案が再議決により成立した3月4日(水)に提案理由説明を行い、審議が行われた。

17日(火)に中央公聴会が行われ、27日(金)には締め括り質疑が行われ、否決された。同日、(参)本会議で予算案は予算関連法案とともに否決された。

同日、両院協議会において成案を得られず、憲法の規定により、平成21年度総予算案が成立した。また、予算関連法案についても、衆議院で出席議員の3分の2以上の賛成により成立した。これにより3月27日(金)、平成21年度総予算案及び予算関連法案は年度内に成立した。

平成21年度総予算案審議における農水省関係では、天下りや渡り、事故米穀問題、ヤミ専従問題等について議論が行われた。

(3) 平成21年度補正予算審議

平成20年秋の世界的な金融危機以降、急激に悪化する経済を下支えするため、政府・与党は、4月10日(金)、大型の追加経済対策として「経済危機対策」をまとめ、4月27日(月)、平成21年度補正予算及び補正予算関連法案が提出された。

農水省関係では、農地集積加速化事業、水田フル活用などに総額1兆302億円が計上された。

27日、(衆)(参)本会議で与謝野財務大臣の財政演説が行われ、翌28日には(衆)(参)本会議で代表質問が行われた。

5月13日(水)、予算委で締め括り質疑が行われ、(民)(社)(国新)欠席の下で、可決した。同日、(衆)本会議において、21年度補正予算案及び補正予算関連法案が可決され、参議院に送付された。

(参)予算委では5月19日(火)に提案理由説明・審議が行われ、29日(金)に締め括り質疑・採決が行われ、否決された。同日、(参)本会議において、否決された。

同日、両院協議会で成案を得られず、憲法の規定により、衆議院の議決が国会の議決とされたことにより平成21年度補正予算案が成立した。

なお、補正予算関連法案については、6月19日に(衆)本会議で再可決により成立した。

第2次補正予算審議における主な議論として農水省関係では、農地集積加速化事業等の事業について基金方式による是非などが議論された。

(4) 決算審議

平成19年度決算は、第170回国会開会中の平成20年11月21日(金)に(衆)(参)両院に提出され、審議が続けられていた。今国会では、平成20年1月5日(月)に(衆)(参)とも委員会付託された。

ア (衆) 決算行政監視委

農水省は、厚労省、経産省とともに第3分科会で審査されることとなり、4月20日(月)及び21日(火)に行われた。6月24日(水)には、締め括り総括質疑が行われ、平成19年度決算の採決が行われ、是認すべきものと決定した。

イ (参) 決算委

農水省の省庁別審査は、5月11日(月)に環境省、農林漁業金融公庫とともに行われた。

6月29日(月)に締め括り総括質疑を行い、平成19年度決算は否認された。

その際、警告決議案は(自)(公)反対の下、可決され、審査措置要求決議案については、全会一致で可決した。

農水省関係では、ヤミ専従問題、(社)日本農村情報システム協会に関して審査措置要求決議が行われ、農林水産大臣から発言が行われた。

また、会計検査院に対して検査要求が行われ、農水省関係では、牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策について検査要求が行われた。

(5) 法案審議

ア 法案審議概要

政府提出法案は、新規提出法案69件、継続法案14件であり、新規提出法案のうち62件が成立(成立率89.9%)、継続法案のうち4件が成立した。

(衆)議員提出法案は、新規提出法案55件のうち17件が成立し、継続法案36件のうち1件が成立した。

(参)議員提出法案は、新規提出法案29件のうち1件が成立し、継続法案11件からの成立法案はなかった。

イ 重要法案等の審議結果

(ア) 消費者庁設置関連3法案

本法案は、各省庁に縦割りとなっていた消費者行政を一体的に行うため消費者庁を設置する等を内容とするものであり、JAS法の一部が消費者庁に移管されるなど農水省にも関係の深い法案で

あった。

参考人質疑を含め12日間の審議と地方公聴会を経て、4月16日（木）に修正の上、全会一致により可決した。その際、附帯決議も行われた。

参議院において、参考人質疑を含め7日間の審議と中央公聴会を経て、5月28日（木）、全会一致により可決した。その際、附帯決議も行われた。

5月29日（金）、（参）本会議において可決し、成立した。

(イ) 国家公務員法案

本法案は、国家公務員制度改革基本法に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理、内閣人事局の設置、国家戦略スタッフ及び政務スタッフの設置等を行うものであったが、（衆）解散により廃案となった。

(6) 農林水産委員会関係

ア 農水省提出法案の審議結果

農水省からは、6件（括り後は4件）（年度末の日切れ及び日切れ扱い法案なし、期限切れ法案1件、予算関連なし）の法案を提出し、農水委で審議され、すべて成立した。

（ア）米関連3法案（米粉・エサ米法案、米トレーサビリティ法案、食糧法案）

これらの3法案は一括審議され、衆議院では、米粉・エサ米法案及び食糧法案については全会一致で可決した。米トレーサビリティ法案については、「加工食品について速やかに原料原産地表示を義務づけることを検討」するよう附則修正が行われた上、全会一致で可決した。その際、附帯決議も行われた。

参議院では、3法案とも全会一致で可決し、その際、附帯決議が行われた。

4月17日（金）、（参）本会議において可決し、成立した。

(イ) 漁業災害補償法案

衆議院（参）ともに全会一致で可決し、4月24日（金）に（参）本会議で可決し成立した。

なお、衆議院及び参議院において附帯決議が行われた。

(ウ) 特定農産加工法案

（参）先議法案であり、参議院及び衆議院で全会一致で可決した。

なお、6月11日（木）の（衆）農水委での質疑終局後に採決を行う見込みであったが、国会運営上の問題もあり、（与）（野）の協議が整わず、採決は行われなかった。採決については18日（木）

に行われ、同日（衆）本会議において可決し、成立した。

(エ) 農地法案

衆議院では、4月3日（金）に（衆）本会議で趣旨説明・質疑を行い、（衆）農水委にて、参考人質疑を含め計6日間の審議が行われた。

（野）からは、①耕作者主義の位置づけ、②法人の役員要件、③参入法人に対する勧告及び許可取り消しなどについて意見が出され、（与）（野）間で、法案修正の協議により合意に至り、4月30日（木）に修正の上可決した（（社）反対）。その際、附帯決議も行われた。

5月8日（金）に（衆）本会議で可決し、参議院に送付された。

参議院では、5月14日（木）に本法案に関して現地視察が行われた。6月5日（金）に（参）本会議で趣旨説明・質疑を行い、（参）農水委にて参考人質疑を含め計3日間の審議を行い、16日（火）に可決した（（共）反対）。その際、附帯決議も行われた。

農地法案は6月17日（水）、（参）本会議において可決し、成立した。

イ 主な議員提出法案の動き

(ア)（衆）農林漁業再生法案（第171国会（民）提出）

本法案は、（民）の農山漁村6次産業化ビジョンを法案化したものであり、①食料自給率の向上と農林漁業・農山村漁村の多面的機能発揮のための戸別所得補償制度・直接支払制度の導入、②食の安全・安心確保のためトレーサビリティシステムの導入や加工食品の原料原産地表示の義務化、③6次産業化の促進などが盛り込まれ、1月20日（火）、衆議院に提出された。

6月11日（木）、（衆）農水委で審議されたが、（衆）解散により廃案となった。

(イ)（参）農協法等改正法案（第170国会（民）提出）

前170国会で金融機能強化法案が審議される中、（民）から、農協、漁協、土地改良区等について政治的中立性を求める（参）農協法等改正法案が提出された。本法案は前国会では、（参）農水委で提案理由説明を行ったが、審議は行われず、継続法案となっていた。

今171国会では、（参）農水委で4月2日（木）に可決（（自）（公）反対）し、8日（水）、（参）本会議で可決し、衆議院に送付された。

衆議院では、委員会に付託されることなく、廃案となった。

(ウ) (衆) JAS法案(第171国会委員長提案)

本法案は、食品表示に関して虚偽表示をした場合の罰則規定を盛り込むものであり、(自)中心に検討され、4月7日(火)、委員長提案として全会一致で可決した。参議院においても全会一致で可決し、4月22日(水)に成立した。

(エ) (衆) バイオマス活用推進基本法案(第171国会委員長提案)

衆議院では、4月30日(木)、委員長提案により全会一致で可決。その際、決議が行われた。

参議院では6月4日(木)に全会一致で可決。その際、附帯決議が行われ、6月5日(金)成立した。

(オ) (衆) 木材利用推進法案(第171国会(自)提出)

5月15日(金)、衆議院に提出されたが、委員会に付託されることなく、廃案となった。

(カ) (衆) 地産地消法案(第171国会(自)提出)

会期末が迫る7月15日(月)、衆議院に提出されたが、委員会に付託されることなく廃案となった。

ウ その他の審議事案

(ア) 無許可専従問題

3月中旬、農水省の組合「全農林」において、長年、無許可専従が行われてきたとの報道がなされた。その後、この問題に関し、資料の改ざんなどがあったとして、農水省職員が処分された。

国会においても、予算委、農水委などで議論が行われた。

(イ) 新型インフルエンザ発生

4月中旬、メキシコで、豚由来といわれる新型インフルエンザがヒトに感染、拡大し、その後、WHOは警戒水準(フェーズ)を6に引き上げるなど、世界的な広がりをみせた。5月中旬に、国内において初の感染者が確認されて以降、その後、全国的に感染が広まった。

農水省では、4月28日(火)に第1回新型インフルエンザ対策本部が開かれたほか、日本向けに輸入される豚の検査を強化する等の対応を行った。

国会においても、4月30日(木)に(衆)農水委で、急遽、新型インフルエンザ問題に関する質疑が行われた。

(ウ) 農政改革

1月27日(火)、石破農水大臣が農政改革担当大臣に任命され、20日(金)、食料自給力の向上や国際化の進展にも対応しうる農業構造の確立に

向けた政策の抜本的な見直しを検討するため、内閣官房長官及び農政改革担当大臣の主宰による「農政改革関係閣僚会合」が開催された。

予算委、農水委などで、農政改革、生産調整の見直しなどについて、議論された。

(7) 会期延長

当初の会期末である6月3日(水)が迫る中、21年度補正予算は成立したものの、補正関連法案、国民年金法案などの重要法案が成立していない状況であった。

また、農水省関係では、参議院先議である特定農産加工法案が衆議院で審議入りしていおらず、農地法案が参議院で審議入りしていない状況であった。

こうした状況を踏まえ、7月28日(金)まで55日間の会期延長が6月2日(火)の(衆)本会議で議決された。

(8) 内閣不信任案と麻生総理問責決議案

7月12日(日)の東京都議選で(自)(公)が過半数割れとなった状況の中、翌13日(月)昼に、麻生総理は、「7月21日の週早々に衆議院を解散し、8月30日(日)に総選挙を行う」旨を表明した。

(民)(共)(社)(国新)の(野)4党は13日(月)に麻生内閣不信任決議案を衆議院に提出した。また、同日参議院においても(民)(共)(社)は内閣総理大臣問責決議案を提出した。内閣不信任案については、翌14日(火)の(衆)本会議で否決され、問責決議案については、同日、(参)本会議で可決された。

(9) (衆) 解散・総選挙

7月13日(月)、麻生総理は、解散総選挙を決断し、その旨を表明した。28日(火)までの会期を残して、21日(火)衆議院は解散された。

3 第172回国会(特別会)の総括

特別国会の召集

第172回国会(特別会)は9月16日(水)に召集された。

同日、(衆)本会議において、正副議長の選挙が行われた。引き続き、議席の指定、会期の件(19日(土)までの4日間)、議院運営委員の選任及び議院運営委員長選挙が行われた。

18日(金)には、(衆)本会議において、常任委員長の選任が行われた。また、同日、開会式が行われた。

(2) 首班指名及び組閣

9月16日(水)、(衆)本会議における首班指名、(参)本会議における首班指名の結果、(民)鳩山由起夫君が第93代内閣総理大臣に選出された。

同日、組閣が行われ、(民)(社)(国新)3党によ

る連立政権が発足した。農林水産大臣には赤松広隆衆議院議員が任命された。

18日(金)、(衆)(民)山田正彦農林水産副大臣、(参)(民)郡司彰農林水産副大臣、(衆)(民)佐々木隆博大臣政務官、(参)(民)舟山康江大臣政務官が任命された。

4 第173回国会(特別会)の総括

(1) 臨時国会召集と会期

国会は10月26日(月)に召集され、開会式も同日に行われた。会期は当初11月30日(月)までの36日間とされていたが、11月30日(月)に12月4日(金)まで4日間延長され、会期は40日間となった。

(2) 開会式、所信表明演説と主な議論

ア 10月26日(月)に開会式が行われるとともに、(衆)(参)本会議において、鳩山内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

鳩山総理は、所信表明演説において、行政の無駄や因習を改め、政治主導・国民主導の新しい政治を行うため、各省における政策決定は政務三役会議が担うとともに、政府としての意志決定を内閣に一元化し、重要な政策は閣僚委員会において議論を重ねた上で結論を出すこと、さらに、この新たな体制下で、行政刷新会議等を通じて税金の無駄遣いの排除や予算編成のあり方の見直しなどに取り組むこととした。また、経済・雇用危機の克服と持続的な成長の確保を最も重要な課題と掲げ、その対策に取り組むこととした。

農水省関係では、戸別所得補償制度の創設を含めて農林漁業を立て直し、活力ある農山漁村を再生することに向けて取り組んでいくこと、また、地域を支える農業や林業等の分野でも、しっかりとした産業を育て、新しい雇用と需要を生み出すことが表明された。

イ 所信表明演説に対する代表質問は、(衆)本会議において10月28日(水)及び29日(木)、(参)本会議において29日(木)及び30日(金)の各2日間行われた。

農水省関係では、戸別所得補償制度、農業分野における国際交渉、地球温暖化対策としての農山漁村の再生、補正予算の執行見直しなどが議論された。

(3) 法案審議

ア 法案審議概要

今臨時国会では、政府は提出法案を12本と最低限に絞り込んだ。今国会で審議された法案については、重要広範議案はなかったものの、(国新)から強い

要請を受けていた金融円滑化法案と郵政株式処分停止法案などが焦点となった。政府提出法案12本のうち10本が成立し、独法地域医療機構法案と北朝鮮貨物検査法案が継続審査となった。農水省関係は提出法案がなかった。

イ (与)の政策審議プロセス

新政権では、政府・与党一元化の方針の下、(民)内では政策調査会が廃止されるとともに、各省庁に政策会議が設置された。また、その後、各委員会で充実した質問等を行うために質問等研究会(後に議員政策研究会に改組)が設置され、法案や政策を中心に議論が行われることとなった。

(4) 農水省関係の事案

ア 戸別所得補償制度

22年度からの実施が検討されている戸別所得補償制度のモデル対策について、米戸別所得補償モデル事業で3,371億円、水田利活用自給力向上事業で2,167億円の概算要求を行った。農水省においては、政務三役会議の下に「戸別所得補償制度推進本部」を10月1日(木)に設置し、戸別所得補償制度の具体的な制度設計などの検討を行った。

また、農水委の(民)議員を中心に、戸別所得補償制度のモデル対策予算の満額確保、水田利活用自給力向上事業の単価設定の柔軟性などについて、政策会議や質問研究会等の場での議論や、(民)幹事長への申し入れが行われた。

国会においても、農水委及び予算委で戸別所得補償制度に関する議論が行われた。

イ 平成21年度農林水産関係補正予算の執行見直し

政権交代を受け、政府は9月18日(金)の閣議で、22年度予算編成に向け、旧政権下で編成された平成21年度補正予算の執行見直しを行い、10月2日(金)までに各省ごとに見直し案を提出することが決まった。結果、農水省関係では、総額1兆302億円のうち、農地集積加速化事業の3千億円の全額返納を含め、4.8千億円の予算が返納されることが決まった。

国会においても、農水委及び予算委で農水関係補正予算の見直しの影響について議論が行われた。

(5) 同意人事

今国会に提出された国会同意人事案件は、13機関27名であり、全て両議院の同意を得られた。

なお、人事院人事官の候補者名が、国会(議院運営委員会合同代表者会議)に(与)から提示される前の11月4日(水)に報道されたため、(野)は、「(衆)(参)議運委員長の合意により、同意人事の内容が揭示前に漏れた場合は受け付けない」との合意に基づき、同意

人事を白紙に戻すべきと主張。これに対し、官房長官及び官房副長官が議運委で漏洩調査の報告と陳謝を行い、同意人事の衆議院の採決が17日（火）まで遅れる結果となったが、人事官に江利川毅氏を充てることが同意された。

第2節 新聞発表等

1 新聞発表等

農林水産行政施策等について、随時、記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、副大臣会見等
- (2) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (3) 各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議等の概要
- (4) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配付

2 農林水産省後援等名義使用承認

農林水産省後援名義等の使用は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県、各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等595件の名義使用承認を行った。

第3節 農林水産祭

1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

(1) 農産等6部門

第48回農林水産祭参加表彰行事（平成20年8月1日から平成21年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は309行事であり、交付した農林水産大臣賞は514点であった。

農林水産大臣賞受賞514点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：八木宏典氏）において行われた。

(2) むらづくり部門

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された17事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇杯等三賞の候補として推薦のあった7点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

2 農林水産祭式典等

(1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の11月23日（月）11時30分から明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者、中央・地方農林水産関係者など約800人が出席して開催され、まず、郡司農林水産副大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長八木宏典氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後、今村（財）日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、松野内閣官房副長官から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

(2) 天皇皇后両陛下下拝謁及び業績説明

平成22年1月25日（月）14時に7部門の天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

(3) 実りのフェスティバル

第48回実りのフェスティバルは、11月6日（金）から7日（土）の2日間、江東区有明の東京国際展示場（東京ビッグサイト）西4ホール及び屋上展示場において開催され、初日には、秋篠宮同妃両殿下にご視察をいただいた。

会場の天皇杯コーナーでは、天皇杯受賞者の業績を紹介し、また、「未来へチャレンジ！食・農・林・水」をテーマとする政府特別展示において、食料自給率向上に向けた取組（フード・アクション・ニッポン）や天然ニホンウナギ産卵の生態などについて紹介したほか、「移動消費者の部屋」を設置して消費者からの相談などに応じた。なお、天皇皇后御在位20年を慶祝する行事の一環として、天皇皇后両陛下と農林水産業との関わりの深い事柄について、お写真で紹介する特別展示コーナーを設けた。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、新しい農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消

費者の農林水産業への理解を深めた。

また、各都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び30の農林水産関係団体による農林水産業・食料についての啓発展示等が行われた。

更に、「日曜大工教室」、「親子の乗馬体験」等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、18道県・7団体から提供された農林水産物を、東京都社会福祉協議会東京善意銀行を通じて、都内の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約42,000人であった。

I 平成21年度（第48回）農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

1 天皇杯受賞者

部門	出品財	住所	氏名等	表彰行事
農産	経営 (水稲他)	青森県北津軽郡中泊町	有限会社瑞宝(代表 三上 新一)	第58回全国農業コンクール
園芸	経営 (マンゴー)	宮崎県宮崎市	宮崎県果樹振興協議会亜熱帯果樹部会(代表 松田 泰一)	第58回全国農業コンクール
畜産	経営 (養豚)	宮崎県児湯郡川南町	山道 義孝	第58回全国農業コンクール
蚕糸・地域特産	産物 (茶)	静岡県掛川市	農事組合法人 中山茶業組合(代表 鈴木 昂)	第62回全国茶品評会
林産	経営 (林業)	広島県広島市	日新林業 株式会社(代表 加計 正弘)	全国林業経営推奨行事
水産	生活 (多面的機能・環境保全)	三重県鳥羽市	鳥羽磯部漁業協同組合答志支所青壮年部(代表 橋本 政幸)	第14回全国青年・女性漁業者交流大会
むらづくり	むらづくり 活動	佐賀県小城市	小城町農産物直売所「ほたるの郷」(代表 宮島 壽一)	第31回豊かなむらづくり全国表彰事業

2 内閣総理大臣賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等	表彰行事
農産	経営 (小麦他)	北海道江別市	片岡 弘正* 片岡 八重子	第38回日本農業賞
園芸	経営 (カーネーション)	長崎県諫早市	長崎県中央農業協同組合諫早カーネーション部会(代表 江頭 富春)	第38回日本農業賞
畜産	経営肉用牛繁殖	大分県玖珠郡九重町	鷲頭 栄治* 鷲頭 洋子	平成20年度全国優良畜産経営管理技術発表会
蚕糸・地域特産	経営 (茶)	鹿児島県志布志市	上室 義和	鹿児島県茶経営改善コンクール
林産	産物 (乾椎茸)	岩手県下閉伊郡山田町	芳賀 榮三	第42回全農乾椎茸品評会
水産	産物 (水産練製品)	熊本県熊本市	ふくとく 株式会社(代表 太田 福一)	第61回全国蒲鉾品評会
むらづくり	むらづくり 活動	沖縄県糸満市	糸満市喜屋武集落(代表 慶留間 清栄)	第31回豊かなむらづくり全国表彰事業

(注) 氏名等の欄に*を付したものは、夫婦連名の表彰である。

3 日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等	表彰行事
農産	経営 (水稲)	茨城県坂東市	有限会社 アグリ山崎(代表 山崎 正志)	第58回全国農業コンクール
園芸	経営 (露地野菜)	東京都練馬区	練馬区農業体験農園園主会(代表 白石 好孝)	第38回日本農業賞

畜産	技術・ほ場 (放牧)	青森県むつ市	鈴木悦雄* 鈴木栄子	全国草地畜産コンクール
蚕糸・経 地域特産	営 (ホップ他)	岩手県九戸郡軽米町	大内藏久	第40回岩手県特産農作物生産振興共進会
林産	産物 (木材)	岐阜県下呂市	有限会社 倉地製材所 (代表 倉地 貞之)	第36回JAS製材品普及推進展示会
水産	経営 (流通・消費拡大)	大分県佐伯市	漁村女性起業化グループ「めばる」 (代表 桑原 政子)	第14回全国青年・女性漁業者交流大会
むら づくり	むらづくり 活 動	島根県雲南市	榎之屋振興会 (代表 斎藤 文隆)	第31回豊かなむらづくり全国表彰事業

(注) 氏名等の欄に*を付したものは、夫婦連名の表彰である。

II 農林水産祭むらづくり部門 (第31回豊かなむらづくり全国表彰事業) 農林水産大臣賞受賞者団体

農林水産大臣賞受賞者名	所在地	天皇杯等三賞
(東北ブロック)		
○三戸町貝守集落 第12区自治会 木の根坂地区自治会	青森県三戸郡三戸町 岩手県一関市 山形県最上郡鮭川村	
(関東ブロック)		
布里田中の地域資源を保全する会 高沢集落	埼玉県秩父市 長野県上水内郡信濃町	
○南伊豆町農業振興会	静岡県賀茂郡南伊豆町	
(北陸ブロック)		
○農事組合法人 新庄わいわい楽舎	福井県三方郡美浜町	
(東海ブロック)		
○かみのほゆず生産組合	岐阜県関市	
(近畿ブロック)		
○保津町自治会 両来住郷協議会	京都府亀岡市 兵庫県小野市	
(中国四国ブロック)		
○榎之屋振興会 農事組合法人 ネオ・アシスタント淳風 であいの里 蜷川	島根県雲南市 岡山県瀬戸内市 高知県幡多郡黒潮町	日本農林漁業振興会会長賞
(九州ブロック)		
合馬校区まちづくり協議会地域振興部会	福岡県北九州市	
○小城町農産物直売所「ほたるの郷」 両併地区	佐賀県小城市 熊本県阿蘇郡南阿蘇村	天皇杯
(北海道・沖縄ブロック)		
○糸満市喜屋武集落	沖縄県糸満市	内閣総理大臣賞

(注) ○印は各ブロックの最優良事例である。

第4節 栄典関係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

1 春秋叙勲

ア 平成21年4月29日 (111名)

旭日中綬章 (2名)
 旭日小綬章 (11名)
 旭日双光章 (27名)
 旭日単光章 (35名)
 瑞宝重光章 (1名)
 瑞宝中綬章 (9名)
 瑞宝小綬章 (15名)
 瑞宝単光章 (11名)
 イ 平成21年11月3日 (96名)

旭日重光章（1名）
 旭日中綬章（2名）
 旭日小綬章（10名）
 旭日双光章（28名）
 旭日単光章（25名）
 瑞宝中綬章（6名）
 瑞宝小綬章（11名）
 瑞宝双光章（1名）
 瑞宝単光章（12名）

2 春秋褒章

ア 平成21年4月29日（46名）
 黄綬褒章（32名）
 藍綬褒章（14名）
 イ 平成21年11月3日（49名）
 緑綬褒章（1名）
 黄綬褒章（31名）
 藍綬褒章（17名）

第5節 協同組合検査

1 協同組合検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組合員の負託にこたえ、将来にわたって、農林水産物の生産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行政庁検査の的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

2 平成21年度の検査方針

農林水産省においては、平成21年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

ア 検査周期

信用事業又は共済事業を行う連合会については原則毎年検査を実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として2～5年に1回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

イ 検査実施に当たっての留意事項

- (ア) 法令等遵守態勢の確立、不正・不祥事件の再発防止、財務状況の健全性の確保について重点的な検査の実施
- (イ) 会計基準の明確化、経営環境の悪化、食の安全確保等法令や経済情勢の変化に対応した検査の実

施

(ウ) 社会的影響の大きい団体等に対する重点的な検査の実施

(エ) 都道府県からの要請があった場合の要請・連携検査の最大限の受け入れ

ウ 検査重点項目

(ア) 役職員の法令等遵守態勢の確保及び内部統制の確立

(イ) 不正・不祥事件の再発防止等の取組状況の検証

(ウ) 財務状況の健全性確保の検証（信用・共済事業の自己査定及び償却・引当の適切性の検証を含む。）

(エ) 内部監査及び監事監査の実施状況の検証

3 検査体制の強化等

検査方針に則して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

ア 検査従事者の人員（21年度末）

本省88人（20年度末85人）

地方農政局60人（20年度末60人）

（沖縄総合事務局2名を含む。）

イ 研修実績

(ア) 協同組合検査職員研修

初任者研修（基礎コース）	5日間	165名
応用資産査定演習（中堅向け）	3日間	87名
中堅総合研修	4日間	67名
アップ・トゥ・デイト研修	3日間	31名
初任者研修（発展コース）	5日間	119名
金融商品・会計研修	5日間	68名
春期協同組合検査部内研修	2日間	24名
秋期協同組合検査部内研修	5日間	3名

(イ) 検査能力養成研修

事前研修	5日間	14名
インターン研修	10日間	12名

(ウ) 通信教育

証券アナリストコース	8ヶ月間	2名
宅地建物取引主任者コース	6ヶ月間	2名
協同セミナー通信教育コース	3ヶ月間	14名

4 検査の実績等

21年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えば次のようなものがあり、また検査実績は表1のとおりである。

ア 法令等遵守態勢の整備・強化

イ 不正・不祥事件の未然防止等への対応
ウ 個人情報保護・貯金者データ整備の適正化

エ 資産の自己査定及び償却・引当の適正化
オ 信用リスク管理態勢の整備・強化

表1 協同組合検査実績

	対象機関数	検査実施組合数	実施率	延日数	延人日数
農業協同組合連合会等	180	78	43.1	939	5,636
森林組合連合会	47	15	31.9	170	534
水産業協同組合連合会等	88	45	51.1	491	2,025
農業信用基金協会	47	17	36.2	137	446
漁業信用基金協会	42	17	40.5	124	300
合計	404	172	42.6	1,861	8,941

第6節 情報の受発信

1 ホームページ、メールマガジン

ホームページ、メールマガジンについては、インターネットの普及に伴い、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、利用者の立場で分かりやすいコンテンツ作成に努めた。

なお、平成21年度の省のトップページアクセス件数は、804万件であった。(参考：平成20年度トップページアクセス件数、799万件)

メールマガジンでは、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく、提供するため、農林水産省メールマガジンを毎週金曜日に、合計51回発行した。

平成21年度末農林水産省発行のメールマガジンは53誌、読者は述べ20万4千人となった。(参考：平成20年度末時点の農林水産省メールマガジン発行数39誌、読者は延べ19万6千人)

2 定期刊行物等

(1) 農林水産省広報誌「aff(あふ)」

農林水産省広報誌「aff」は、主たる読者層を消費者として、農林水産業における先駆的な取り組みや農山漁村の魅力、食卓や消費の現状などを掲載した。毎月20,000部発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公立図書館、自治体、大学、報道機関等に配布するとともに、毎月省のホームページにも掲載した。

また、誌面内容の企画、改善のため、毎月読者アンケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行った。

さらに、特徴的な取り組みとして、入省後間もない若手職員が、先進的経営を行っている生産者のもとに

約1か月間滞在しながら農林水産業の現状を学ぶ農村派遣研修を取材し、研修先の家族や後継者との邂逅の様様を記事として掲載した。

また、入省希望者への配布資料としてこの掲載記事を再編集した、「aff+ (あふプラス)」を発行した。

(2) 農林水産省年報

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの農林水産省の取組、農林水産省施策を取りまとめ、農林水産省年報20年度版として発行し、ホームページにも掲載した。

(3) 農林水産広告賞

㈱宣伝会議発行の雑誌「ブレーン」誌上等において、「農業」をテーマとしたコピー部門、ポスターデザイン部門の作品の募集広告を掲載し、情報への感度が高く発信力もある読者層(若手クリエイター等)に「農業」について考える機会を提供した。結果、最終的に11,812点(コピー部門11,160点、ポスターデザイン部門652点)の応募があり、応募作品中から各部門の受賞作品を決定し、同誌上で発表した。

(4) 省内報

省内コミュニケーションの活性化、ビジョン・ステートメントの浸透・実行の円滑化、個人としての人間力の向上等を目的として、省内報「まふのわ」を発行。地方職員等へのインタビュー記事や省内各課の仕事紹介を中心に掲載した。

(平成20年5月19日創刊、平成21年度は24号発行)

3 地域での取組

全国の地方農政局及び農政事務所では、農林水産施策の内容とその実行過程の透明性を図り、国民の施策に対する理解の醸成を目的として、地域の説明会・会議への参画、国民への個別訪問等により、直接、消費者、生産者、オピニオンリーダー、地方公共団体、農協等関係団体に対し、農林水産施策の情報を丁寧で分かりやすく説明するとともに、これら施策に対する国民各層の意見・要望や現地情報を収集する取組を行った。

また、都道府県、農協等から発信されている地域の農林水産関係情報を国民が容易に入手できるよう、各地方農政局等のホームページ上の専用サイト（地域情報ネットワーク）から、情報発信を行った。

4 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、国民からの理解と協力を得ることを目的として、各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成21年度に行った当省関係の政府広報の主なものは次のとおりである。

(1) テレ ビ

ア 「そこが聞きたい！ニッポンの明日」

フジテレビ日曜日8:55～9:00他28局

（大臣が出演し、政府が進めている施策のポイントを1問1答形式で解説する。）

○ 赤松大臣が3月に2週連続で出演し、食料自給率向上への取組みについて解説した。

イ 「新ニッポン探検隊！」

日本テレビ日曜日6:30～6:45他30局

（身近な情報を取材VTRによる“探検リポート”や有識者等のインタビューを交えながら紹介する。）

○ 耕作放棄地の解消等9件

ウ 「ご存じですか」～くらしナビ最前線～

日本テレビ月・金曜日11:25～11:30他30局

（国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて、各府省の担当者や有識者等が出演し、主婦層を主な対象に解説する。）

○ 食品ロスの削減に向けて等5件

エ 「キク！みる！」

フジテレビ金曜日22:52～11:00他1局

（暮らしに関係の深いタイムリーな話題を取り上げ、取材VTRにより分かりやすく紹介する。）

○ ペットフードの安全確保の取組等2件

オ 「峰竜太のナッ得！ニッポン」

BS朝日月曜日21:00～21:30（再放送：日曜日11:00～11:30）

（政府が現在取り組んでいる施策について、取材VTRを挟みながらゲストとのトークやクイズを実施し、幅広い年齢層を対象に紹介する。）

○ 国民参加の森林づくり等7件

カ 「中西哲生のJustJapan」

テレビ神奈川土曜日22:00～22:30他15局

（国民生活に密着した施策について、取材VTRを含むスタジオトークにより、わが国が直面している諸課題についての理解を深める。）

○ めざましごはんキャンペーン等8件

(2) ラ ジ オ

ア 「栗村智のHAPPY！ニッポン！」

ニッポン放送土曜日7:00～7:30他10局

（暮らしに関係の深い行政の話題について、有識者等とのトークを中心に国民各層を対象に分かりやすく解説する。）

○ 地球温暖化防止に貢献する地域材の利用等2件

イ 「中山秀征のBEAUTIFULJAPAN!」

（若い世代に関心のあるテーマを取り上げ、トークとCMを通じて施策の基本を解説する。）

○ 違法伐採問題と合法木材等3件

(3) 出 版 物

ア 「Cabiネット」（A4変形判、21年度は12回発行。総理の動きや政府の施策を分かりやすく伝えるビジュアル誌。）

○ 森林づくり

(4) 政府インターネットテレビ

「耕作放棄地の解消」をテーマに作成し、掲載した。

(5) 広 聴 活 動

国政モニター随時報告

「農林水産業の再生と今後の水産業」や「新規農業従事者を支援する政策を」の2件のモニターからの質問について、回答した。

第7節 行政情報化の推進

1 電子政府の推進

電子政府の推進については、「電子政府推進計画」（平成18年8月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成20年12月25日一部改定。）及び「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）決定。）に基づき、①国民や企業による利用頻度の高い行政手続のオンライン利用の促進、②利用率が低調な行政手続についてのオンライン利用を見直すメリハリの効いた対応、③各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化等の業務・システム最適化を行うため、以下の取組を実施した。

(1) オンライン利用の促進

IT戦略本部により決定された「オンライン利用拡大行動計画」において国民や企業による利用頻度が高いとして掲げられている重点手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）を中心に、オンライン利用を促進する取組を実施した。

(2) メリハリの効いた対応

「e-Gov電子政府の総合窓口」を通じたインターネットによる申請等の受付を行っていた「農林水産省電子申請システム」については、その利用者が少ないことから、IT戦略本部の電子政府評価委員会などより運用を廃止すべき旨の評価を受け、その評価を真摯に受け止め、平成22年3月末日をもってシステムを廃止した。

(3) 業務・システムの最適化

「生鮮食料品流通情報データ通信システム」及び「農林水産省情報ネットワーク（共通システム）」については、各最適化計画に基づき、システムの企画、設計・開発を実施し、平成21年度中に最適化を完了した。

2 セキュリティ対策

「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、農林水産省における情報セキュリティの確保及びその向上を図るため、情報の格付け及び取扱制限に関するマニュアルを整備し、職員に対する情報セキュリティレベルの向上に努めた。

第8節 年次報告等

1 食料・農業・農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成21年度食料・農業・農村の動向」及び「平成22年度食料・農業・農村施策」を平成22年6月11日に閣議決定し、同日付けで第174回国会に提出した。

我が国の農業・農村をめぐる厳しい状況を打開し、「食」と「地域」の早急な再生を図るために進めている主要施策について、国民の関心と理解を一層深めることを狙いとして作成した。

冒頭の特集では、「新たな農政への大転換」と題し、食料・農業・農村基本法策定以降、これまで講じられてきた食料・農業・農村施策や動向を紹介するとともに、平成22年3月に策定された「新たな食料・農業・農村基本計画」の内容について記述した。「トピックス」

では、この1年の特徴的な動きとして、「戸別所得補償モデル対策の実施」を紹介した。本編では、第1章で「食料自給率と食料安全保障」、第2章で「食料消費、食生活、食の安全」、第3章で「農業」、第4章で「農村」をそれぞれ取り上げ、主な動向について記述した。特に、以下の点について力点をおいて、当該分野の動向を分析、記述した。

特集：これまでの食料・農業・農村施策、新たな食料・農業・農村基本計画

トピックス：戸別所得補償モデル対策の実施

第1章：世界の食料事情と農産物貿易の動向、食料自給率の動向とその向上への取組、総合的な食料安全保障の確立、農産物貿易交渉の動向

第2章：食料消費と食品産業の動向、食生活上の課題と食育の推進、食の安全と消費者の信頼の確保

第3章：国内農業生産の動向、農業経営の動向と農業生産を支える経営体・農地等をめぐる状況、農業所得増大のための取組、女性の経営・社会参画のための取組、高齢農業者の活動状況、持続可能な農業生産を支える取組、研究・技術開発の取組

第4章：地域社会・農村地域の現状と課題、集落機能の維持と多様な地域資源・環境の保全、地域資源の活用と2次・3次産業との融合等による農業・農村の6次産業化の推進、都市と農村の交流・人材の育成

また、読者にとって一層分かりやすく親しみやすいものとなるよう、今回から、「ですます」調に表現を改めるとともに、これまで西暦のみとしていた年号について和暦と西暦を併記するなどの工夫をし、事例やコラムも多用し、現場等に対する理解を促進した。

2 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、食料供給に関係する各種産業の経済活動を数量的に把握することを目的とし、考え方及び推計方法は、「産業連関表」及び「国民経済計算」に準拠している。

この経済計算は①農・漁業（きのこ等特用林産物を含む。）及び食料関連産業の生産活動の結果をマクロの視点から把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の経済を生産と投資の両面から捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成21年度においては、平成19年度版を公表した。平成19年度の農業・食料関連産業の国内総生産は45兆762億円であった。農業・食料関連産業は、全体の国内総生産（GDP）の8.7%を占めており、農業は0.9%を占めている。

3 産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業により、5年ごとに作成している。

平成21年度においては、「平成7-12-17年接続産業連関表」の作成を行い、平成22年3月に公表した。

第9節 農林水産省図書館

1 収 書

平成21年度に購入等により新たに収集した図書館資料数は、図書1,848冊、DVD及びビデオテープ63タイトル、CD-ROM120タイトルである。

21年度末における図書館資料数は、図書187,749冊、DVD及びビデオテープ2,674タイトル、CD-ROM1,222タイトルである。

また、21年度の新聞・雑誌の購読数は935種（国内821種、外国114種）である。

2 納本及び配付

平成21年度に国立国会図書館法に基づき、農林水産省が発行した資料（以下「農林水産省発行資料」という）の国立国会図書館への納本数は396種である。

また、他府省及び国内外の関係機関に対して、農林水産省発行資料の配付を行った。

3 利 用

平成21年度の来館者数は34,620人、図書館資料の貸出冊数は9,186冊であった。

また、当館と国立国会図書館並びに各府省の図書館間での図書館資料の貸し借りは451冊（貸出109冊、借受342冊）であった。

4 情報システムの活用

図書館利用者に対する利便性を向上させるため、平成21年4月から林野庁図書資料館とシステムを共有化し、統一した図書貸出カードで図書・資料の貸借などが行えるようにした。

また、インターネットから利用できるサービスとして、図書館資料の目録情報及びデジタル化した農林水産省発行の資料の閲覧・検索等のサービスを提供している。

なお、21年度は303冊の農林水産省発行資料のデジタル化を行った。この結果、21年度末におけるデジタル化した件数は2,606件である。

5 電子・映像情報室

パソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー、モニター等の機器を設置し、電子・映像資料の視聴の場を提供している。

第10節 食料の安定供給の確保

1 食料自給率等の動向

(1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的に低下傾向で推移し、平成21年度は前年度から1ポイント低下して40%となった。

一方、生産額ベースにおいても昭和40年度の86%から長期的に低下傾向であるが、平成21年度は5ポイント上昇し70%となった。

(2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年は減少傾向にある。このような中、平成21年度は、2,436kcal（対前年度36kcal減）となった。

たんぱく質、脂質、糖質による供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は、昭和35年度にはP：12.2%、F：11.4%、C：76.4%であった。その後、急速に脂質の割合が増加したが、ここ数年は健康志向の高まり等から減少しており、平成21年度は、P：13.0%（対前年度同）、F：28.4%（同0.5ポイント減）、C：58.6（同0.5ポイント増）となった。

なお、平成21年度の品目別の消費量（国民1人・1日当たり供給純食料）についてみると、前年度と比べ、小麦、みかん等が増加し、野菜、りんご、牛乳・乳製品、魚介類等が減少した。

(3) 食料自給率向上のための国民運動及び新たな目標の設定

食料自給率目標達成のためには、生産面での取組のみならず、消費面での食料自給率向上に向けた取組が大切であり、国民一人ひとりが、食料自給率の向上の重要性を認識し、考え、行動を起こすことが不可欠である。

このような取組を推進するために、平成20年10月、関係者が一体となって推進する食料自給率向上に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」を立ち上げた。この国民運動の中で、地元農産物の選択をはじめとする5つのメッセージをもとに、食料自給率の現状や食料自給率を高めていくことの意義について普及・啓発を行うとともに、実際の国産農産物の消費拡大等につなげるために、国の広報と民間事業者独自の販売促進活動等を連動させる取組を行った。この中で平成21年10月には米粉の認知拡大を図り、消費量の増大及び食料自給率向上につなげることを目的に米粉倶楽部を立ち上げた。これらの取組の結果、食料自給率の重要性についての国民の理解は浸透し、国民運動の趣旨に賛同し具体的な取組を進める企業・団体等（推進パートナー）は平成21年度末で3,017社（うち283社は米粉倶楽部にも参加）と着実に増加している。

また、平成22年3月には、新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、平成32年度にカロリーベースで50%、生産額ベースで70%という食料自給率目標を設定した。

表2 食料自給率等

(平成21年度)

供給熱量ベースの総合食料自給率 (%)	40	$\frac{\text{国産熱量 } 964\text{kcal}}{\text{供給熱量 } 2,436\text{kcal}}$
生産額ベースの総合食料自給率 (%)	70	$\frac{\text{食料の国内生産額 } 9.8\text{兆円}}{\text{食料の国内消費仕向額 } 14.1\text{兆円}}$
飼料自給率 (%)	26	
PFC供給熱量比率 (%)		
P (たんぱく質)		13.0
F (脂質)		28.4
C (糖質)		58.6

	品目別自給率 (%)	国民1人・1年当たり供給純食料 (kg)
米	95	58.5
小麦	11	31.8
大豆	6	6.5
野菜	83	91.7
果実	41	39.3
肉類	58 (8)	28.6
鶏卵	96 (10)	16.5
牛乳・乳製品	71 (30)	84.8
魚介類	53	30.0

※ () 内は飼料自給率を考慮した値。

2 不測時の食料安全保障

食料・農業・農村基本計画に基づき策定された、「不測時の食料安全保障マニュアル」(平成14年3月策定。以下「マニュアル」という。)を、国民に普及・啓発するため、パンフレット、ホームページ等による情報提供を行った。

3 食料需給等の動向と見通し

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、世界の主要穀物等の需給動向を分析した「海外食料需給レポート (Monthly Report)」を毎月公表した。また、10年後の世界の食料需給見通しを定量的に予測・分析した「2019年における世界の食料需給見通し」を平成22年2月3日に公表した。さらに、これらの分析に我が国の農産物貿易の動向などを加え、総合的に分析した「海外食料需給レポート 2009 (年報)」を平成22年3月29日に公表した。

また、30年～50年後の世界の超長期食料需給予測を行うためのシステム開発手法の検討と開発協力研究者とのネットワークを構築した。

4 新型インフルエンザへの対応

メキシコ等で発生した豚インフルエンザ由来の新型インフルエンザに関して、平成21年4月28日、政府の新型インフルエンザ対策本部設置を受け、農林水産省新型インフルエンザ対策本部を設置した。政府において決定された「基本的対処方針」等に基づき、国民に対して的確な情報提供を行う等の対応を行った。

第11節 資源・環境対策の推進

1 バイオマス利活用の加速化

バイオマスに係る施策は、政府が一体となって取り組むべきとの観点から、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定、平成18年3月改定）に基づき進められている。

(1) バイオマス活用推進基本法

「バイオマス活用推進基本法」(平成21年法律第52号)が平成21年6月に公布され、平成21年9月に施行された。

本法では、バイオマスの利活用による農山漁村の活性化等のバイオマス活用の推進に関する基本理念を示し、それに基づく国や地方公共団体等の責務が規定されている。また、政府はバイオマス推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、バイオマス活用推進基本計画を策定すると規定されていることから、関係府省で構成されるバイオマス活用推進会議やバイオマス活用推進専門家会議において、バイオマス活用推進基本計画策定に向けた検討が進められている。

(2) 国産バイオ燃料等の利用促進

国産バイオ燃料の生産拡大は、地球温暖化防止及び循環型社会の形成のみならず、農林水産物のエネルギー利用という新たな領域を開拓し、農山漁村の活性化にも貢献するものとして期待が寄せられている。

このような観点から、平成19年2月に「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」を作成し、平成23年に国産バイオ燃料を5万kl生産する目標が立てられた。

この工程表の着実な実施を図るため、農林水産省では、原料の調達からバイオ燃料の製造・販売まで地域の関係者が一体となって大規模実証事業を進めている。バイオエタノールについては年間3.1万klの生産を目標として、また、バイオディーゼル燃料については年間約1万klの生産を目標としてそれぞれ取り組んでいる。特に、バイオエタノールについては平成21年度に実証プラントが本格稼働を始めたところであり、北海道2地区、新潟1地区の計3地区において年間約1.5万klが製造され、ETBE方式または直接混合方式でガソリンと混合したバイオエタノールガソリンの販売が開始されている。

また、バイオ燃料の生産拡大による食料供給への影響を考慮し、国内に豊富に賦存する稲わら等の未利用バイオマス活用のために、ソフトセルロース系原料の

収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用まで一貫した技術の確立を行う実証事業を4地区で実施している。

さらに、平成21年度補正予算として、先進的なバイオマス利活用技術の加速的な導入を図るための技術実証（基金事業、平成23年度まで）を10地区採択した（その他、農林水産業関連施設への太陽光パネルの導入を支援する事業を12地区で実施）。

また、バイオ燃料の生産・利用拡大を推進する措置として、バイオエタノール混合ガソリンに係るバイオエタノール分のガソリン税の免税措置を講じている。

平成22年度予算では、総合的、一体的かつ効果的なバイオマスの活用推進を図るため、「バイオマス利活用加速化対策」を措置することとした。

(3) 農林漁業バイオ燃料法

「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年法律第45号）が平成20年10月に施行された。

本法は、バイオマスの生産者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携した取組に関する計画、バイオマスの生産及びバイオ燃料の製造の高度化に向けた研究開発に関する計画を認定するものである。

本法の支援措置として、農林漁業者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、バイオ燃料製造業者に対する中小企業投資育成株式会社法の特例、研究開発を行う者に対するバイオ燃料向けの新品種に係る種苗法の出願料・登録料の軽減措置等が講じられている。

さらに、認定計画に従って新設されたバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減する税制の特例措置も講じられている。

本法に基づく認定計画は、平成22年3月末時点で8件となり、バイオ燃料生産拡大に貢献している。

(4) バイオマスタウンの推進

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについては、平成22年3月末時点で構想策定地区数が268となり、平成22年度末に300地区のバイオマスタウン構築に向けて、着実な進展が図られている。

平成21年度は、前年に引き続き全国9地区において「地域バイオマス発見活用協議会」を設置し、地域の未利用バイオマスの調査、国産バイオ燃料に関する意向調査や説明会の開催等を実施した。

さらに、バイオマスタウン構想の策定・実現や、バイオ燃料の利活用に当たり、豊富な技術的知見を有し、関係者間の調整等地域の取組をコーディネートする「現場で働くことのできる」人材の育成を実施した。

また、東アジア地域におけるバイオマスタウン構想普及支援では、タイ、ベトナムにおいて現地でのワー

クショップの開催等を実施し、地元行政機関によるバイオマスタウン構想案が作成された。

2 農林水産分野における地球温暖化対策の推進

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。我が国においても、一部の農作物で高温障害等の発生が問題となっている。

また、世界全体での地球温暖化対策の推進に資するため、我が国の農林水産技術を活用した国際協力が重要である。

さらに、我が国の平成20年度の温室効果ガス総排出量は、基準年比で約1.6%増加している。

このような状況を踏まえ、農林水産省では平成20年7月29日に改定を行った「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、

- ① 地球温暖化防止策（森林吸収源対策や農林水産分野の排出削減対策等）
- ② 地球温暖化適応策（品種の開発や栽培体系の見直し等）
- ③ 農林水産分野での国際協力（地球温暖化防止策及び適応策の技術を活用した国際協力）

に取り組むこととしている。今後、同戦略に基づき、農林水産分野における地球温暖化対策を総合的に推進し、京都議定書6%削減約束の確実な達成に努めていくこととしている。

また、2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比25%削減という地球温暖化対策の中期目標の達成に向け、10月に農林水産省地球温暖化対策本部（本部長：赤松農林水産大臣）を開催し農林水産分野における温室効果ガス排出削減・効果等について検討を行った。

4月には、「農林水産業における排出量取引の国内統合市場の試行的実施等推進検討会」を設置し、農林水産業における排出量取引等への参加を推進するとともに、農林水産業から発生するメタンや一酸化二窒素等の温室効果ガス排出抑制に向けた取組を促進するための方法等について検討を行った。平成21年8月には検討結果を取りまとめ、農業からのメタン及び一酸化二窒素排出削減の取組の取引対象化や農林水産分野独自のアグリゲーター（クレジット取りまとめ事業者）の創設等について推進していくこととしている。

また、地球温暖化防止策の一つである「CO₂の見

える化」に関しては、カーボンフットプリント（製品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガス排出量を合算し、それをCO₂排出量に換算して表示したもの）の算定表示を支援するモデル的事業を実施し、実際に米や花などの品目において商品への表示がなされた。

3 農林水産分野における生物多様性保全の推進

「農林水産省生物多様性戦略」（平成19年7月農林水産省新基本法農政推進本部決定）及び「生物多様性国家戦略2010」（平成22年3月閣議決定）に基づき、有機農業をはじめとする環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進、間伐等による森林の適切な整備・保全、藻場・干潟の造成・保全等、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進していく。また、平成20年度より引き続き農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発を行い、平成21年度には延べ274地点の水田や畑において、20万個体以上の生物を調査の対象とした。

また、生物多様性の保全を重視した農林水産業の生産活動を国民に分かりやすくアピールし、農林水産業に対する理解の促進を図る「生きものマーク」について、各地の取組事例やその活用のための手引きを「生きものマークガイドブック」として平成22年3月にとりまとめた。今後、これらの活用を通じて、生きものマークの取組がより多くの地域で行われるよう推進していく。

平成22年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）（議長：環境大臣）では遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）についての国際ルールの策定や2010年以降の新たな国際目標（ポスト2010年目標）の策定が主要議題となっている。こうした重要な国際会議が我が国で開催されることを契機として、平成21年10月にとりまとめられた農林水産省生物多様性戦略検討会からの提案を受け、我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割について国内外に発信し、理解を得ていくこととしている。

また、COP10に先立って開催されるカルタヘナ議定書第5回締約国会議（MOP5）（議長：農林水産大臣）においては、遺伝子組換え生物の国境を越える移動から生ずる損害の「責任と救済」に関する国際ルールが主要議題となっており、我が国は議長国としてリーダーシップを発揮することが求められている。

第12節 農林水産政策研究

1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命とした確かつ効率的に調査研究を実施するため、「農林水産政策研究所政策研究基本方針」に基づき政策研究を進めている。近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応するため、平成19年度に領域・チーム制を正式に導入したところであり、21年度においても引き続きこの体制のもとで、行政部局と連携をとりつつ研究を推進するとともに、大学等外部に公募する委託研究の枠組みを21年度から開始した。

2 主要政策研究実施課題

(1) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の政策研究を実施した。

- ア 二国間交渉の戦略的対応に資するためのEPA締結の影響及び関係国の政策の分析
- イ 国産牛肉に関する価格・流通構造の分析
- ウ 教育交流による農村地域の振興への波及効果分析

(2) プロジェクト研究

重点的な政策研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

- ア 効果的な農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築に関する研究（平成21年度～23年度）
- イ 世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究（平成20年度～22年度）
- ウ 水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析（平成19年度～21年度）
- エ 新たな農林水産環境政策の社会経済的影響評価に関する研究（平成19年度～21年度）

(3) 所内プロジェクト研究

研究所の専門性及び知見を活かした基礎的・先導的研究として以下の政策研究を実施した。

- ア 主要国の農業政策決定プロセス等に関する分析
- イ 食品の生産・流通構造の変化を踏まえた農産物供給のあり方に関する分析

(4) 農林水産政策科学研究委託事業（委託研究）

外部の研究者の幅広い知見を活用して行う研究として以下のテーマで公募、採択して実施した。

- ア 権利取引の農林水産業への適用可能性に関する法

経済学的視点からの分析

- イ 食料・農業に関する国境を越えた企業行動の実態とその国際貿易等への影響の分析

3 研究交流

(1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研究員として任命し、その専門的知見により研究の推進に有益な助言を得るようにしている。平成21年度は、以下の者を総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員（総合）として任命したほか、36人の個別特定分野ごとの客員研究員を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。

- アグネス・チャン 歌手、教育学博士
- 小泉 武夫 食文化論者（東京農業大学名誉教授、農学博士）
- 中島 隆信 慶應義塾大学商学部 教授
- 原 剛 早稲田環境塾 塾長
- 松谷 明彦 政策研究大学院大学 教授

(2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っている。平成21年度の主な取組は以下のとおり。

- ア 中国浙江大学より研究者を招へいし、「中国の食糧貿易と食糧安全保障に関するセミナー」を行った（平成21年9月）
- イ 中国江蘇省社会科学院より研究者2名を招へいし、中国農民專業合作組織の経済効果分析について研究交流と意見交換を行った（平成22年3月）
- ウ フランス国立農学研究所及びドイツロストック大学より研究者を招へいし、農林水産政策研究所シンポジウム「条件不利地域対策の現状と課題」を開催した。（平成22年3月）

4 研究成果

農林水産政策研究所では、研究成果をホームページに掲載するとともに刊行物とし配布した。

(1) 機関誌等

- ア 農林水産政策研究所レビュー
所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌としてNo.32（平成21年7月発行）～No.35（平成22年3月発行）を刊行した。
- イ 農林水産政策研究
研究成果の原著論文として論文、研究ノート、調査・資料、書評を掲載する学術的資料として不定

期に刊行する。本年度は第15号（平成21年6月発行）～第17号（平成22年1月発行）を刊行した。

ウ 農林水産政策研究叢書

統一的な課題による研究成果を書籍の形式に集大成したものとして不定期に刊行する。本年度は第10号（平成22年3月発行）を刊行した。

(2) 研究資料

研究実施課題に沿って実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。

行政対応特別研究〔集落間連携〕研究資料

（平成21年5月発行）中山間地域における集落間連携の現状と課題－中山間地域等直接支払での複数集落1協定に着目して－

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料

第5号（平成21年8月発行）平成20年度カントリーレポート 中国、ベトナム

第6号（平成21年8月発行）平成20年度カントリーレポート オーストラリア、アルゼンチン

第7号（平成21年8月発行）平成20年度カントリーレポート 米国、EU

第8号（平成21年8月発行）平成20年度カントリーレポート 韓国、インドネシア

世界食料プロジェクト研究資料

第1号（平成22年3月発行）平成20年度世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究 研究報告書

環境プロジェクト研究資料

（平成21年9月発行）バイオ燃料導入による諸効果の定量的評価